

別紙

＜参考＞施設の種類について

学校	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校及び第 134 条に規定する各種学校 「学校給食センター」(学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 6 条に規定する学校給食共同調理場)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、当該施設が幼稚園(幼稚園型認定こども園)であるもの
病院・診療所	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
介護医療院	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 29 項に規定する施設
介護老人保健施設	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設
介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する施設
児童福祉施設	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する施設、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関するもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園※ ※幼稚園(幼稚園型認定こども園)を除く認定こども園
社会福祉施設	生活保護法(昭和 22 年法律第 144 号)第 38 条、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 5 条第 1 項及び売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する施設並びに社会福祉法(平成 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの(児童福祉に関するものを除く)
事業所	労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)別表 1 に規定する事業所又は事務所
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設
矯正施設	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成 17 年法律第 50 号)第 3 条に規定する刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)並びに少年院法(昭和 23 年法律第 169 号)第 2 条に規定する少年院及び第 16 条に規定する少年鑑別所
自衛隊	自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 2 条第 1 項に規定するもの
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を提供している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しない施設
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設

別紙

『食事の種類』について

『食事の種類』について、副食の形態によって次の通りに分類していただき記載をお願いします。

※食種の名称は、施設により変わりますので、ごく一般的な名称で記載しています。

1. 一般食

特別な食事の制限（エネルギーや栄養素など）を必要としない食事のこと。

次の3種類が該当する。

①常食

食事内容、食形態ともに健常者の食事とほぼ同じ。

消化能力が比較的安定している患者に提供される。

（例：常食、小児食、幼児食など）

②軟食

粥食に相当するやわらかい副食を組み合わせた食事。

（例：全粥食、七分粥食、五分粥食、三分粥食、小児用粥食など）

『嚥下食』は軟食に含まれる。

③流動食

液体、または口の中で速やかに液体になる食事。

（例：重湯・スープ・果汁などのみの食事。天然濃厚流動食と人工濃厚流動食も含まれる）。

2. 特別食または療養食

○『特別食』

疾患を改善するための一つ的手段として、医師が発行する食事箋に基づいて提供される食事のこと。エネルギーやたんぱく質などの栄養素を調整した食事になることが多い。『特別治療食』ともいう。

【主な食種（加算のとれる食種）】：名称は変更可

腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニルケトン尿症食、メープルシロップ尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食、特別な場合の検査食（単なる流動食および軟食を除く）

○『療養食』

高齢者施設等で、主治の医師が利用者の病状等に応じて、医師より疾患治療の直接的な手段として発行された食事箋に基づき、提供される食事のこと。

【主な食種（加算のとれる食種）】：名称は変更可

腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食（単なる流動食および軟食を除く）